

持続可能な調達ワーキンググループ（第14回）

議事録

日時：平成29年7月25日 9:30～11:00

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。最初は通報受付窓口についてご検討いただく。その中でヒアリングも行う。その後、担保方法についてご説明したい。最後に、調達コードの普及に向けた取組についてご報告したい。

2. 通報受付窓口について

事務局：通報受付窓口についてご議論いただくが、それに先立って、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」について、専門家からヒアリングを行いたい。真和総合法律事務所の高橋弁護士にお越しいただいている。指導原則の中で苦情処理の仕組みにどのようなことが求められているのかという点を中心にご説明いただき、この後の議論に活かしたいと考えている。

高橋：（資料1に沿って説明）

秋月：今のご説明に対して御質問があればお願いします。

高：ロンドンでは Ergon 社を利用したが、日本国内でこういった仕事をやれる組織はあるのか。またはこれができる組織を作っていける可能性はあるのか。

高橋：経験的には日本ではこのような業務を行う組織は多くないと思う。通報を受け付けて捌いていく事務局的な機能を担うリソースを持つ会社はあると思うが、一方でファシリテーションを行う、つまり当事者間の対話を促していくという能力がありつつ、事務局を運営するという会社あるいはそれぞれの機能を持った者同士が集まったグループ、というのではないと思われる。その意味では事務局的な部分とファシリテーターの部分は別の者でも良いのではないかと考えている。

高：機能が明確に違うということか。

高橋：企業の苦情処理については、弁護士などの一定の独立性を伴った専門家に処理を委ねる場合がある一方、苦情の簡易・迅速な処理という意味で、企業内部で一元的に処理する場合もある。組織委員会の様に、外部からの信頼性を非常に強く必要とするケースでは、メカニズムを包括

的に外部組織に委託するのであれば、その組織のガバナンスについて信頼性・中立性が高いということが求められるのではと思う。しかし、外部組織に全く苦情処理を委託できないのは問題なので、機能を分けて委託し、委託者同士でチェックしあうメカニズムを設けるということが現実的ではないかと考える。また、そのようなメカニズムができれば、将来的に全ての業務を単体で行える組織が生まれ、レガシーとして有用なのではないかと思う。

黒田：企業内部の内部通報制度と違い、今回はサプライチェーン上の労働問題等、当事者以外の労働組合や NGO、一般市民からの苦情を受け付けるものであるが、2 次サプライヤー、3 次サプライヤーなど海外で労働問題があった場合に、直接サプライヤーにではなく組織委員会へ苦情が持ち込まれることもあると考えている。そういった時に、当該国において調査をする際に、Ergon 社は国際的なネットワークを持っていたと思われるが、どのようにすべきかご意見いただきたい。また、これはコメントであるが、日本政府においてビジネスと人権に関する指導原則の国別行動計画を作ろうという話になっている。その意味で今回組織委員会が先んじてこの仕組みを確立すると、これは将来的に国の国別行動計画でも活用できると思う。

高橋：Ergon 社は調査をする際、現地の調査員や市民団体とともに調査を行い、また、現地でも様々なルートでファシリテーションを行っていたという点が非常に評価された。苦情処理メカニズムには調査、事務局、ファシリテーションの 3 つの機能があるが、事務局がすべてを行うのではなく、調査を行う場合には必要に応じて海外の NGO や専門家と連携を取りながら調査を進め、必要に応じてファシリテーションしていくことが重要ではないかと考える。調査についても中立性を要請される場所であるが、事務局である会社が調査を合わせて行う場合は、その中立性に疑問を呈された際にこれを補完するためにも、市民団体や専門家との連携が必要となってくる。もう一つの質問に関して、国別行動計画、将来の公共調達という観点でこの苦情処理メカニズムは非常に重要であるが、ポイントとしてはオリンピックだからと特殊なメカニズムを構築するのではなく、後にも生かせるようなメカニズムを作っていく必要があり、その意味では様々な関係者が関わって学びの場とし、将来に生かせないか考えていくことも重要である。また、そのルールや過程を明文化し残していく工夫もあるのではないか。

土井：高橋先生に 2 点質問がある。調査に関してだが、ロンドンの場合では Ergon 社は調査をする際に調査人のリストを所有しており、組織委員会と Ergon 社が調査人について合意した上で、調査を実施していたと理解している。Ergon 社は法人として調査も行っているとしても、実際にはある程度独立して調査を行っていると認識している。受付をして事務処理をするという能力を持ちつつ、かつファシリテーションの能力も正当性をもって備えている組織というのは日本ではなかなかないという意味では、ファシリテーターは外部と協力する形が想定されると感じたが、調査の機能に関して事務処理を行う組織とは独立した形、かつファシリテーターとも独立した形を想定されているのか。何か理想とする形があるのか。また、ある程度の拘束力を持つ裁定がなされることが望ましいとのことだが、現状では調達コードに違反し、改善されない時に組織委員会が取り得る行動として、一番効果の大きいものとして契約解除があるが、裁定がされるとなるとどのような形になるか、何かお考えがあるか。

高橋：お答えするにあたり、この後説明のある組織委員会の素案を踏まえる必要があると思うが、いかがか。

事務局：事務局の案を説明後に今の土井委員のご質問にお答えいただく。

富田：3点質問がある。まず、正当性が重要ということだが、ロンドンの場合、Ergon社はコンサルタント会社でいろいろな組織と利害関係があると思われる。なぜこのような会社が選ばれたのか。特定の企業に対して支援業務を行うところは本来的に正当性があると認められるのか。第三者性を持っている弁護士事務所とかそういうところが相応しいのではないか。2点目はErgon社が選ばれた選定過程についてだが、様々なステークホルダーから信頼を受けた組織であるべきであるという観点から、単純な入札制度では事前に能力査定をするにしろ、価格の安いものが落札するという結果になるが、その意味でバランスの取れた周囲から信頼のおける者が選ばれるのかという疑念があり、選定のプロセスをどう考えるべきか。3点目は、企業では内部通報制度を持っている会社も多くなり、それを請け負う会社も増えてきたと思う。先ほどの説明は、そういった受付業務には長けているが、その次のステップは不十分という理解でよいか。

高橋：誰に苦情処理メカニズムを委託するか、選定のプロセスでどのように正当性を確保するかという点だが、やはり利益相反という問題が出てこないかという指摘はもっともなところである。一方、ビジネスと人権、あるいはそれ以外の持続可能性に関して、一定の知識やリソースがあり、かつ苦情を受け付け迅速に対応するための人員と組織が整っている中立性・独立性の高い組織を、日本で探すのは困難であることも事実である。利益相反という問題を回避するためには、例えば裁判でも利益相反のある案件は対応しないなどの手続きを設けているケースが多い。苦情処理を受託する者が企業寄りか市民社会寄りかということよりも、個別案件に関して利益相反に関するルールを作ることが重要であると思う。利益相反回避のための工夫としては、先ほどの処理受付のための事務局と、ファシリテーター、調査の機関を別にするというのも一つの方法ではある。その場合はファシリテーター、調査機関ともに各案件に関して利害関係のない中立性を求めることができる者になっていただく必要がある。3点目のご質問について、企業の内部通報を請け負う者は弁護士含め様々にあると思うが、内部通報のメカニズムの効果的な仕組みか否かは、企業のリソースや経営者のコミットメント次第のところもあり、課題がある。例えば、組織委員会のメカニズムの様にファシリテーターを用意し、専門的な調査をする、そこまで企業がコミットメントできるかという課題がある。ただし、一企業で苦情を受け付け、対話を促し解決できる案件もあれば、専門的・中立的な第三者の判断が必要な案件もある。そこは使い分けをすることが重要である。苦情処理案件についてすべて同じように対応するのではなく、強弱をつけて課題が大きなものをしっかりとこなししていくということや、この苦情の対象事項を明示することで、対象外案件を除外することなどが重要となってくる。ただし、苦情処理を受け付けるまでに厳しい条件としてしまうとアクセスに困難があることになるので、ある程度の柔軟性にも注意する必要がある。

東梅（小西委員の代理）：2点質問がある。苦情を申し立てる当事者に対して要件制限をかけるというのが、ロンドン大会やオランダ政府であったのか。申請者を被害者や当事者とする制限がかかるが、一方でサステナビリティに関して疑義があるという立場で申し立てる他の者まで広く受け付けるなど、これまでに苦情申請者に対する制限等はどうであったか。2点目はロンドン大会では調停を行ったが仲裁まではしなかったと理解した。リオ大会では仲裁は行ったのか。また、オランダ政府で行われている仲裁機関は企業の専門家、労働組合や市民団体などから3名で構成されるとあるが、その内訳、バランスはどうなっていたのか。サステナビリティの取り扱う分野は専門性が多岐にわたるが、案件ごとに構成比等を変えていたのか、あるいは手続きに注目し、専門性ではなく違う観点から審議していたのか。

高橋：苦情申立人の適格性についてだが、ロンドン大会では申請者の制限はほとんどなく、申請者の適格を理由として苦情処理が拒否された事案はなかったと理解している。オランダのメカニズムについては、ステークホルダー合意ではあるが少し閉じられた合意であり、申請者はステークホルダーに参加している市民団体ということになっている。ただ、ステークホルダー合意に参加している市民団体には様々な団体があり、個人でも市民団体を通じて苦情を申し立てることができる。リオについては存じ上げていない。次にオランダでどのように裁定判断をするかについてだが、オランダはまだこのメカニズムができたばかりで、この秋から運用開始するという状況であり、具体的にはこれからというところ。ただし、仲裁機関の委員については固定の3人ではなく、リストの中から案件に応じて決まると理解している。

土井：ロンドンのラーニングレガシーのレポートを読んだ。組織委員会のバジェットにも限りがある。ロンドンでは9件しか受けていない。東京でもこの程度しか処理しなれば苦情処理メカニズムとしては失敗と評価されかねない。バジェットに配慮して、調査や裁定に進みたくないというプレッシャーがかかるようでは、東京の苦情処理メカニズムが失敗しかねない。できるだけ多くの案件をしっかりと処理すべきである。ロンドン大会の場合では、調査に進んだ場合に調査費用は訴えられた側の企業側が負担すると決まっていた。バジェットの有効活用としてひとつのよい案と思った。そのような仕組みについてはどう考えるか。

高橋：ロンドンのケースで実際に費用を負担させていたかは確認できていない。ただし、工夫としては調査に進む前の苦情対象企業等に対して一次的な説明・報告を求める際に、しっかりと釈明を求めていくことが重要であると考え。まずは苦情対象企業内でも、指導原則が適用されるのでしっかりと対応してもらおう。そのように企業内でもしっかりと対応させることで、その後の企業のレピュテーションという意味でもプラスになる。あとは企業と組織委員会とで費用負担の合意ができるのか、という問題がある。

座長：続いてロンドン大会の状況や事務局案について事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料2及び3に沿って説明）

事務局：今後のスケジュールとしては、本日の議論を踏まえて組織委員会の中でさらに検討し、大枠を決定する。その後は委託先の業者を探し、業者が決まったら細則など、細かい手順書等を構築していく。これらの作業で数カ月かかると思うが、進捗については今後のWGで適宜報告していく。

秋月：今のご説明に対して御意見・御質問があればお願いします。

高：このシステムで想定される当事者であるが、組織委員会と受託企業との話し合いで解決するようなことはグリーンバンスメカニズムで扱わないのだろうと思う。当事者にNGO等と書いておく方が誤解がないのではないか。もう一点、当事者に組織委員会とあるが、一体誰がやるのかよく分からない。この当事者として責任を持つ担当部署を設けるべきではないかと思う。

事務局：先ほどの土井委員の質問について高橋弁護士から回答をお願いします。

高橋：土井委員の質問について回答する。システムの運営に当たり工夫する点だが、ロンドン大会と比較して東京大会で特に違うのは、当事者間での調停が整わなかった場合に、組織委員会が第三者の助言機関へ諮問して組織委員会としての対応を決めることである。このように一定の裁定プロセスがあることはロンドン大会に比べて評価できる点だと思う。ただ、やはり受付・ファシリテーション・調査までを全部委託するのは受け手も大変なのではないかと思う。また、先ほどの利益相反の問題も出てくると考えると、これは議論の参考だが、⑧の組織委員会の助言機関に④の対話の促進の段階から関与してもらおうということも良いのではないか。ファシリテーション全てをコンサルタント会社に任せてしまうと、やはり正当性・中立性に疑義を持たれる可能性がある。2点目の提案として、事実調査の点であるが、コンサルタント会社が独自に調査をするだけでなく、市民団体や専門家との協力・対話を重視していくことが調査の中立性を確保するための工夫として有効である。3点目の提案は、透明性・正当性を高めるという観点から、助言機関への諮問を行った際には、単にアドバイザーとして意見をもらうだけでなく、答申の結果を公開し、組織委員会が尊重するという仕組みにした方が良いのではないか。その方が組織委員会としてどのような決定プロセスを経たかという点で正当性や透明性を確保できる。確かに短期間に行われた助言機関の答申に正当性があるのかという疑義が出る可能性があるが、当事者が組織委員会の判断に対して全く争えなくなるというわけではないので、暫定的に助言機関や組織委員会の判断を示すというのは有効である。最後の提案は、助言機関の答申に当たっては、必ずしも基準を遵守しているか否かの判断をせず、企業がどのような措置が可能かという実情を考慮した対応方針を示すこともあってよいと考える。基準の遵守が不透明な場合でも、サプライヤー企業は調達コードで少なくとも組織委員会に対し報告や説明する義務を負っている。助言機関は柔軟に答申を行えるようにすべきと思う。

事務局：調査における市民団体との協力というお話があったが、その場合の市民団体は中立的な団体という理解で良いか。

高橋：いろいろな連携の仕方がある。独自に調査を行うのではなく、現場で市民団体等からヒアリングを行うといった形で関わってもらうことも考えられる。

田中：ロンドンでは、助言機関としてステークホルダー監督グループというものができたと説明されたが、それはどのような構成メンバーだったのか。どのような運営の実態があったのか。

高橋：構成メンバーの詳細はわからない。なお、ロンドンの監督グループの関与というのは、あくまで全体の運用について監督するというものであり、個別の案件について何らかの判断を組織的にするわけではないと理解している。

事務局：ロンドンのステークホルダー監督グループについては、6人以上で構成され、具体的に誰が選ばれたかまでは分からないが、望ましいメンバーとして、労働に詳しい者、環境に詳しい者、紛争解決に詳しい者、サプライチェーン管理に詳しい者などで構成されることになっていた。

東梅：資料 3 について、それぞれの項目の主体を確認させてほしい。⑤の事実関係の調査というのは、受託機関が行うのか。

事務局：①から⑦、⑩の一部については一括して委託することを考えている。なお、業務の一部を再委託することはあり得ると想定している。

東梅：⑧の助言機関へ諮問というのは、⑦の対応方針案を組織委員会が受け取り、組織委員会が助言機関に諮問するということか。また、⑨の対応方針の決定というのは組織委員会が対応方針を決定するということか。

事務局：然り。

東梅：⑧の諮問については誰の名前で行い、諮問結果はどこに返ってくるのか。

事務局：組織委員会の名で諮問し、答申を受け、その上で組織委員会としての対応方針を決定する。担当部署としては持続可能性部と考えている。

東梅：手続きの主体とそこに参加できるのか等が分かっていると、関心のある方等が参加しやすくなるので、主体を明記すると手続きが透明になる。また、この仕組みの主旨は様々な人の目を通して改善することが目的であり、それにも貢献すると考える。

富田：仕組みのガバナンスの観点から、ロンドン大会で助言したステークホルダー監督グループに相当するのはこの調達ワーキンググループであるかと思っているが、ガバナンス全体について、このフローだけではなく全体的に明確にすることが大事である。高橋先生のご指摘にあったプロセスの情報公開は重要なポイントだと思うが、今の資料では重要そうに見えないので

改善してほしい。高橋先生の言っていた助言機関が対話を促すところから関わるのは良いアイデアだと思う。外部委託すると中立性というのは課題にならざるを得ないので、そこを緩和するという意味でも早い段階で助言機関に参画してもらった方が良いのではないかと。また助言機関の構成であるが、全体的に中立にするのは難しく、企業側と対企業側という構成もありだと思ふ。次に、罰則に関してだが、コードへの違反が判明した場合、さらに納品等も終わってしまっていた場合等はどのように考えるのか伺いたい。また、組織委員会だけの問題ではないが、メカニズムの策定自体は良いが、スコープの問題で調達元が組織委員会だけでなく、国や東京都という主体もあり、取り扱う範囲、また、組織委員会は時限的な組織で大会が終わると組織がなくなってしまうということで、いかに幅広くカバーしてこの仕組み自体を継続していくのか、レガシーとして残していくのかという点で、組織委員会だけでなく国や東京都と議論をし、総括できるような仕組みを構築していただきたい。

秋月：対話の段階から助言機関が関与するというアイデアに賛成である。事務局へ質問するが、助言機関は3名以上の有識者で構成ということだが、この3名の委員は固定されたものか、個別案件ごとに変動するのか。例えば国際仲裁裁判所では仲裁裁判官名簿というものがありその中から選んでいくが、そのような形を想定し、企業側、市民側、あるいはSDGsの専門家、労働の専門家等様々な分野で委員リストを作成し、その中から案件ごとに委員を選び諮問していくということが可能であるのか。

事務局：今の案では固定の委員を考えていた。今回のWGのご指摘を受け、多めに委員を用意し案件に応じて選ぶという形は検討したい。また、早い段階から助言機関に参加してもらうということも併せて検討する。富田委員の指摘にあった全体のガバナンスに関することも、本ワーキンググループの扱いも含め検討する。また、スコープの問題であるが、我々としてはまず調達コードは組織委員会の調達するものに適用するとしており、それについて出てくる通報をこのメカニズムで扱うことで考えている。調達コードの適用については国や東京都にも尊重を働きかけることとしており、このグリーンバンスメカニズムをどう活用していただくかということも含めて相談していきたい。罰則については、結果の公表をどう活用するかという話にもなると思うが、我々の取れる対応を今後検討していく。

土井：スコープの問題に関連して、メガスポーツイベントと人権に関する国際的な組織「メガスポーツイベント」ができた。その救済メカニズムに関する報告書を見ての問題提起であるが、今回は組織委員会が調達するものについてのグリーンバンスメカニズムということはわかっているが、そのほかに東京都や国が調達するものについてどうするのか。また、調達コードには関連しない人権侵害等についても対応しなければならないということが指摘されている。例えば、競技選手への人権侵害や、ホスト国やシティの利害と対立する結社や表現の自由への制限等、色々な指摘がある。調達コードの関連ではないが、持続可能性に関する大きな注目を集めるところなので、次回までに大きめの持続可能性に対するメカニズムの在り方のブループリントを考えてもらいたい。次に助言機関についてだが、事務局はロンドン大会をベースに考えたため助言機関がこのような形になっているかと思うが、日本で仮にコンサルタント会

社に委託する場合、Ergon 社のように独立性・中立性を満足できる者がいないこと、助言機関が全体のオーバーサイトグループではなく個別の案件に関わることになることとすると、助言機関の立ち位置を変えなくてはならない。助言機関の立場としては、対応方針案を书面審理するのは難しいと思う。結局助言機関自ら調査しないと心証を取ることができないと思う。ファシリテーションや調査に関わらないと適切な回答をすることができない。そう考えると、現在の案は受託業者と組織委員会の行う業務の 2 列表示だが、どうするかは検討していただくが変える必要があるのではと思う。助言機関の委員については、ロンドンのような運営についてのオーバーサイトグループであれば固定で構わないと思うが、個別案件を見ると専門性が必須であり、案件によって委員をリストの中から指名していく形でないといけないのではと思う。次にロンドンのラーニングレガシー報告書を読んで気づいたことだが、ロンドンでは CDRM とある。今の事務局案の名称は通報受付窓口となっているが、complaint だけでなく、紛争処理 (dispute resolution) の機能も含んでいるということで、それがわかるように名称を考える必要があるのではと思う。主な当事者の適格性について、NGO が何でもかんでも当事者になれるというのは違うと思うが、労働組合しか当事者になれないというのも狭すぎる。どこまで広げればよいか分からない時は広めにとるという姿勢は必要だと思う。ロンドンでは、個人やコミュニティにある程度リプレゼンタティブな組織であって、現状を直接把握する能力を持つ者が当事者適格を持つと FAQ に書いてある。直接情報をもっていないところと交渉しても仕方がないが、逆に一次情報がある程度取れるところを除外してしまうとそれは問題となる。調査についてだが、ロンドンの FAQ には、それぞれの紛争関係者と LOCOG が調査を行う組織・個人や調査項目について提示して合意するとある。このようなやり方もあるのではと感じた。

3. 担保方法について

事務局：(資料 4～6 に沿って説明)

秋月：今のご説明に対して御意見・御質問があればお願いします。

小林 (勝野オブザーバーの代理)：資料 5 の取組状況というのは、入札にあたり前提としてチェックするためのものであって、総合評価方式の様に得点が加算されるものではないという理解で良いか。

事務局：そのとおりである。

富田：資料 5 について全体のことを考えるとこのぐらいしかできないだろうとは思う。一点付け加えた方がいいと思うのが、この取組状況を情報開示しているかどうか書かせた方が良い。公開しているか公開していないか、公開しているならばどこに公開しているかを書いてもらう。アンケート調査の欠点は悪意あるものに対して確認ができない点だが、これを解消するために開示について記載があれば一定の担保になると思う。

東梅：方針等を公開しているかについては重要である。また方針と実績は違ったことなので、実績の公開があるかについては別に求めた方が良くと思う。また、資源保全に配慮した原材料の採取とあるが、ワーキンググループに参加してきた方は意味が分かると思うが、資源を調達する際のサステナビリティの配慮があるかという趣旨だと思う。

黒田：この資料 5 について、これで入札の加点があるわけではないということではあるが、これを見たときにグローバルに展開する大企業であればすぐに全部チェックがつき情報開示も可能であると思うが、中小企業だとなかなか厳しいと思われる。そのあたりはどのような配慮を考えているのか。

事務局：このチェック様式の活用についてだが、サプライヤーを決めていく中で持続可能性を考慮する必要がある中で、我々がデューデリジェンスを行っていくときのベースになるのがこのフォーマットである。中小企業には少し抵抗感があるかもしれないが、記載例などサポートする資料を作成し、取り組みやすくなるようにしていきたい。また、現在調達コードの解説を作成している。その中で各項目でどのような取組みが期待されているのか書いていくつもりであり、この様式を作成する際にも参照してもらいたいと思う。

田中：資料 5 の項目について、例えば「社会的少数者」のところなどは、今後解説書ができてそれと見比べてみれば書けるのだろうが、中小企業の方でも取り組むべきことが簡易に分かるような形を考えてほしい。また、「子どもの権利」のようなところでは、日本では児童労働禁止について法令が整備されているが、この点についてそれ以上のことを求めるように見えるのだが、いかがか。

事務局：解説書や記載例などを別途作成するなど工夫していく。子どもの権利の尊重については、調達コードでも法令で定められていること以上のプラスアルファの取組を推奨しているもの。子どもの権利に関しては、途上国を意識して作成したところもあるので、日本では馴染みがないかもしれないが、子供の健全な育成に資する取組等を期待する項目である。

田中：書き手がスムーズに書けるような工夫をお願いします。

土井：2点ほどコメントがある。1点目は担保方法にもかかわるかと思うが、ロンドンの大きな反省点の一つとして調達コードを広く周知徹底ができなかったことが挙げられている。その中でもやってきたことを列挙している。今は形式を整えるということをやっているが、この骨組みの形式を整えた上で、それをどのようにアクセシブルにして広げていくか検討いただきたい。ロンドンのレポートでは地元で現地語ポスターを貼りに行ったとか、工場を訪問したとか、周知徹底していく担当者を設け、ファクトリーレベルや国際的なユニオン、NGOにも情報提供したとか、HPでFAQを作ったとか色々と書かれている。それでも周知が足りなかったということなので、その点を改善するため検討していただきたい。2点目にチェック様式だが、これを見てもやるべきことが分からない。マニュアルの整備ということもあるが、何を求めている

るかを具体的に書くことが必要ではないか。たとえば、特に問題となりうる外国人労働者。何をすればいいのか、チェック項目をみてもわからない。サプライチェーンの働きかけのところも簡潔な書き方になっているが、この点も具体的に何を求めているのか推奨されることを書いていくべき。

高：入札の条件として使用するところまではいかないということで、恐らく中小企業の方々への教育効果を狙ったということでもこれを作られたと思う。ただ、実際の落札者の担保についてはどこかでしっかりやるべきではないか。

事務局：入札後の落札候補者には別途この様式をベースに精査を行う。その上で、資料 6 の誓約書を提出させて担保とする考えである。

高：事業者への教育という面も備えるという意味では、もうちょっと言葉を足してわかりやすくした方が良い。例えば腐敗行為の禁止と言って中小企業の方々がかかるだろうか。『贈収賄等の』腐敗行為の禁止』とか言葉を工夫する必要がある。

富田：様式内に調達コードの条項を書いた方が良いのではないか。最後に製造場所を書かせるのは非常に重要なポイントである。通報が上がってきたときにサプライチェーンが分からないという可能性もある。ここは無記入で出させないような努力が必要。

東梅：資料 5 の資源保全に配慮した原材料という項目では、例えば木材だったら木材基準のリンクを貼りつける等しっかり見てもらえるように書くべき。

土井：製造施設場所の明記は重要である。下請会社の労働者自身の成果物がどこに行くのか知らないということも多く、下請会社の労働者からは、元請に苦情を言うこともできないという状況もある。そういった意味で、製造工場を公開すべきという世界的な流れになっており、これまで調達コードで製造工場の全部開示を条件とすべきと主張してきて、一部は盛り込まれたと理解する。そうすると、労働者としては苦情処理でも元請会社が分からないということがあり、分からないながらも申立てするしかないという状況。その中で、組織委員会がその情報をしっかりと調べて、それが組織委員会の調達に関することであれば苦情処理のメカニズムに乗せていく等の判断をして欲しい。

事務局：資源保全に配慮した原材料の採取という項目だが、こちらで述べているのは木材等個別基準で記したものの以外の分野で、一般的にこのような取組みを実施しているかについて聞くもの。次に土井委員からのご意見に関して、チェックボックスにチェックするにあたり、どのような取組が該当するかということについては具体例を示していくつもりであるが、一方で、業種によってスタンダードやリスクが異なると考えている。即ち、取組に多様性があるということをご理解いただきたい。

黒田：このチェックシートは何のために実施するのかの説明を入れた方がいいと思う。また、分野項目がこれだけ並んでいると分かりにくいので、この様式をデータ等で配布する際には、項目毎のリファレンスやリンクをつけておくとわかりやすいのではないか。

事務局：担保方法についても今後検討を進めていき、秋頃には固めたいと思っている。

4. 調達コードの普及啓発について

事務局：(資料7に沿って説明)

秋月：今のご説明に対して御意見・御質問があればお願いします。

富田：これを見ると呼ばれたら説明に行くという受け身的な印象を受ける。九州でばかりやっていてほかの地域が取り残されているという印象も受ける。呼ばれたら行くのはよいとして、組織委員会として関係者に網羅的に伝えていく努力をするべき。各業界団体や各地域等においてオフィシャルに系統的にやっていくべき。是非戦略的に実施していただきたい。

黒田：いま日本では調達コードが断片的に知られているという印象がある。調達コードは事業者にだけ普及するのではなく、持続可能性を実践するものとして、社会全般に対しても積極的に色々なメディア等を使って発信していただきたい。また調達コードの適用範囲について説明するのは難しいのかもしれないが、そこも含めて、情報開示や説明に力を入れてほしい。

5. 今後の予定について

事務局：通報受付窓口の仕組みや担保方法については、今後、組織委員会内部で詳細の検討をさらに進めてまいりたい。進捗については適宜報告したい。また、今後の本WGの開催については、紙とパーム油の基準を検討するため適宜開催していきたい。それぞれ検討体制含め、事務局サイドで準備をしているところ。9月からWGでご議論いただきたいと考えているが、具体的な日程については改めてお知らせしたい。